

新水道ビジョンと市の諮問内容

新水道ビジョン（H25.3 厚生労働省）

7.3.1 料金制度の最適化

新水道ビジョン	市の諮問内容等
① 逓増型料金制度の検証	
<p>●固定費と変動費の割合に適合した、将来を見据えた料金体系へ、利用者の影響を抑制しつつ、事業実態に応じた検討を。</p>	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「基本料金：従量料金」＝概ね「35：65」 ・4年間の算定期間における財政収支計画 → 現行の料金収入の維持により事業経営が可能 <p>【改定後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行料金水準の維持 ・基本料金の値上げ・従量料金の値下げ → 「基本料金：従量料金」＝概ね「40：60」へ ・水道料金口座振替利用者を対象に、水道料金の一部割引（1か月当たり50円）の実施 （一般区分少量使用者への影響抑制）
<p>●水需要減少傾向の現状にあつて、従来からの逓増制料金体系についても、緩やかな見直しを。</p>	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・逓増度 4.39 （最低62円 最高272円：税別） ・逓増型料金体系
<p>●地下水等の自己水源を利用する企業等への料金賦課方法について、経営的観点での対応を。</p>	<p>【改定後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・逓増度を4.22に緩和 （最低64円 最高270円：税込） ・大量の使用水量区分を新設し、逓増逓減型料金体系の採用 （1,001 m³以上 270円→210円へ）
② 料金格差の是正	
<p>●近隣水道事業者との発展的広域化を推進し、料金負担の均衡化で地域間の格差是正を。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水道事業の広域化について盛岡広域水道圏研究会（盛岡市・八幡平市・滝沢市・雫石町・岩手町・矢巾町）で検討中 ・H26.10月～H27.11月
<p>●近隣水道事業者それぞれにおいて中長期的見直しに立った分析を行い、大きな世代間格差を生じない幅広い検討を。</p>	<p>「盛岡広域水道圏における水道事業の経営形態安定化に関する検討～広域化の可能性を探る～」報告書</p>